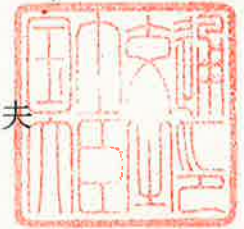


国海員第 188 号
令和 3 年 10 月 19 日

交通政策審議会
会長 金本 良嗣 殿

国土交通大臣
齊藤 鉄夫



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 95 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 391 号

船員職業安定法施行令の一部を改正する政令案について

諮問理由

船員職業安定法施行令を別紙のとおり改正することについて、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

(別紙)

第一 船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）の一部改正

一 地方運輸局長等が違反した者からの求人申込みを受理しないことができることとする労働関係法令違反事項を定めることとする。

二 無料の船員職業紹介事業及び船員派遣事業の許可に係る欠格事由とする労働関係法令違反事項を定めることとする。

三 その他所要の改正を行うこととする。